

第1回災害弔慰金等支給審査会開催結果について

1. 開催日時等

開催日時 令和2年3月17日（火）

参集委員 医師2名、弁護士2名、学識経験者1名

会議内容 令和元年東日本台風災害関連死認定基準について、審査会の進め方について

2. 開催結果について

① 認定基準について

■ 災害関連死の定義、判定方法

災害関連死とは、災害の影響と死亡との間に「相当因果関係」が認められるもので、その判定に当たっては、申出者による口述や資料等の提示のほか、医師の診断書や診療録、医療保険者や行政機関等が保有する客観的な資料に基づいて事実を確認する。

■ 災害との相当因果関係が認められる場合

(1) 環境の激変

災害による「環境の激変」により、死亡原因となった疾病若しくは負傷（以下「疾病等」という。）が発病（発症）し、又は悪化したことによる死亡であれば、「相当因果関係がある」と判断する。

「環境の激変」には、次のようなものがある。

①生活環境の激変

②医療環境・介護環境の激変

(2) 自殺

一定の要件を満たす精神障害を発病（発症）し、又は悪化したと認められる者が自殺を凶った場合には、当該自殺について災害との「相当因果関係がある」と判断する。

② 審査会の進め方について

■ 調査審議に必要な文書の審議

(1) 申出者（ご遺族）による口述や資料等として必要な文書

災害関連死申出書

(2) 判定のための客観的な資料として必要な文書

死亡診断書等のご遺族に提出をお願いする文書

診療報酬明細書等の関係機関から市が収集する文書

■ 審査会の進め方

必要な文書等が整い次第、市が基礎調査を行った後、審査会において調査審議を行う。

申出がある案件については、全て審査会において調査審議を行うものとする。